

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制度名	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例 （市街化区域等の内外の農業用資産）		
税目	所得税（措法第 37 条第 1 項表五、37 条の 4） 法人税（措法第 65 条の 7 第 1 項表五、第 65 条の 8、第 65 条の 9、第 68 条の 78～第 68 条の 80）		
要望の内容	市街化区域等内にある農地等について、市街化区域等以外にある農地等を買換え又は交換をした場合、譲渡した土地の収入金額のうち取得した土地の価額に対応する部分の 80% に相当する部分については譲渡がなかったもの等とする特例措置の適用期限を 5 年延長。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- 一百万円 （ - 一百万円）	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 市街化区域等内の農地等を譲渡し、市街化区域等外の農地等の取得を促進することにより、意欲的な農業者が農業に適した地域において営農するよう誘導し、農業の健全な発展に資するとともに、農業的土地利用と都市的土地利用の整序を図り、市街化区域内農地等の計画的な宅地化に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性 市街化区域等内での営農について、より営農に適した市街化区域等以外の区域に誘導し、農業的土地利用と都市的土地利用の整序を図ることは、農業との健全な調和を図りつつ、土地の合理的な利用を図るという都市計画の基本理念の実現に資するものであり、都市計画の適切な遂行に一定の責務を有している国として必要な措置を講じる必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○施策の法律上の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本法第 23 条において「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」と規定。 ・都市計画法第 85 条において「国又は地方公共団体は、都市計画の適切な遂行を図るため、市街化区域内の土地について、その有効な利用の促進及びその投機的取引に関し、税制上の措置その他の適切な措置を講ずるものとする」と規定。 <p>○政策評価体系図における位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p>《政策分野》 優良農地の確保と有効利用の促進</p>
		政策の達成目標	農業従事者の高齢化が進む中で、リタイアする農業者の農地を意欲ある農業者に集積していく必要がある。平成 32 年において、農地面積の 8 割程度が販売農家及び法人経営により担われることとなるよう、これらの者への農地の利用集積を進める。
		租税特別措置の適用又は延長期間	5 年間延長
		同上の期間中の達成目標	従来を相当程度上回るペースで農用地の利用集積を進める。
		政策目標の達成状況	販売農家及び法人経営への農地の利用集積について、平成 32 年度 8 割程度の目標に対し、平成 17 年度の実績は 76.1%。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	適用事業者数 38 適用事業者の範囲 41,591
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	農業経営基盤の強化等を図るために経営地を営農適地に移転しようとする場合について、新たな担税力が生じない事業用資産の買換え・交換に係る課税の繰延べを認めることで、買換資産の縮小や新たな資金の工面等を懸念することなく買換等に踏み切ることが可能となり、農地等の買換え等を通じた意欲ある農業者への農地の集積が促進されるとともに、市街化区域農地が宅地として供給され、農業的土地利用と都市的土地利用との整序が図られた合理的な土地利用の実現に寄与。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>なし</p>																
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>資産の買換え・交換に伴い生じる譲渡所得への課税負担の軽減を図ることは、予算や融資により農地取得の経費を直接助成する場合に比べ、少ない財政負担で農地の取得を促すことが可能であり、また、租税特別措置であれば、各年の予算額や融資枠に左右されることなく、一律に適用できるため、手段として適切であり、かつ、他の手段に比して有効なものである。</p> <p>また、本措置は、政策目的に適合した一定の農地等の買換え・交換に限って対象としていること、軽減の対象となる譲渡益の範囲を買換資産の取得により担税力が生じない部分の8割合としていること、課税の免除ではなく繰延べであることから、課税の公平原則に照らし、必要最小限の措置となっている。</p> <p>なお、近い将来、高齢化の進展により高齢農業者の大量リタイアが見込まれ、食料自給率向上の基礎である農地の有効利用を図ることが喫緊の課題となっている中、営農に適しているとは言い難い市街化区域から、より営農に適した市街化区域外へと農業経営を誘導していくことは、農地の有効利用を図っていく手段のひとつとして、これまで以上に、重要となってくることから、引き続き本措置を存置する必要がある。</p>																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1" data-bbox="564 922 1455 1059"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用事業者数</td> <td>44</td> <td>48</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>減収額（百万円）</td> <td>136</td> <td>87</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>適用事業者の範囲</td> <td>56,365</td> <td>50,800</td> <td>45,784</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減収額はいずれの年度も推計値。</p> <p>本特例は、資産価値が相対的に高い市街化区域農地を手放し、資産価値の低い市街化区域外農地に買い換える場合を対象としているため、都市計画区域の変更による農地の市街化区域への編入が大規模に生じた場合等を除き、多数の適用が生じることは想定しておらず、適用件数が想定外に僅少というわけではない。</p> <p>市街化区域で農業経営を営んであれば等しく本特例の適用を受ける機会を有しており、要件に適合する買換え又は交換を行えば、本措置が一律的に適用される場所であり、特定の者に偏るものではない。</p> <p>農業経営基盤の強化等を図るために経営地を営農適地に移転しようとする場合について、新たな担税力が生じない事業用資産の買換え・交換に係る課税の繰延べを認めることで、買換資産の縮小や新たな資金の工面等を懸念することなく買換等に踏み切ることが可能となり、農地等の買換え等を通じた意欲ある農業者への農地の集積が促進されるとともに、市街化区域農地が宅地として供給され、農業的土地利用と都市的土地利用との整序が図られた合理的な土地利用の実現に寄与。</p> <p>市街化区域内農地所有者で営農意欲のある農業者の営農適地への買換え・交換を促進する。</p>	区 分	19 年度	20 年度	21 年度	適用事業者数	44	48	19	減収額（百万円）	136	87	24	適用事業者の範囲	56,365	50,800	45,784
区 分	19 年度	20 年度	21 年度																
適用事業者数	44	48	19																
減収額（百万円）	136	87	24																
適用事業者の範囲	56,365	50,800	45,784																
		<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>市街化区域内農地所有者で営農意欲のある農業者の営農適地への買換え・交換を促進する。</p>																
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>																	
	<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和44年度：創設 平成49年度：買換資産の面積制限の緩和（5倍以下→10倍以下） 平成18年度：延長等</p>																